

公共事業再評価調書（3回目再評価）

所管課：道路街路課

| | | | | | |
|--|--|---|----------------------------------|------------------------------------|--|
| 1 事業概要 (整備目的) | 事業名：都市計画道路3・2・10号豊見城中央線外1線街路事業(2工区) | | 前再評価年度：平成26年度 | | |
| | 事業種別：街路事業 | 事業主体：沖縄県 | | (H12～H28) | |
| | 事業箇所：豊見城市 | 根拠法令：都市計画法 | | 事業期間：H12～R3 | |
| | 総事業費(百万円) | (6,681) 7,050 | 費用内訳：補助 9/10 | (L=590m W=30m) 事業量：L=590m W=30m | |
| 1-2 前再評価以降の計画変更 | 事業期間の変更及び事業費の変更を行った。 | | | | |
| 2 再評価該当項目 | <input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他（ ） | | | | |
| 3 再評価に至った主な要因 (具体的理由) | <input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ） ・現道敷内に埋設された占用物(送水管)の移設工事に時間を要しているため。 | | | | |
| 4 事業の進捗状況 (H31.3末時点) | 項目 | 事業費(百万円) | 換算整備延長(m) | 用地取得(千㎡) | |
| | 計画 | 7,050 | 590.0 | 11.4 | |
| | 実施済 | 6,699 | 560.5 | 11.4 | |
| | 率 | 95% | 95% | 100% | |
| 4-2 前再評価以降の主な進捗 | ・平成27年度までに、用地取得及び占用物管理者との移設位置等に関する協議を完了。 ・平成29年度に一部区間(約400m)の4車線供用を行った。 | | | | |
| 5 事業効果の評価指標 (検討年50年) (基準年R1) (単位:百万円) | ① 走行時間短縮 30,084 ② 走行経費低減 2,050 ③ 交通事故減少 50 総便益 32,184 基準年換算(B) 13,142 | ① 事業費 6,687 ② 維持管理費 100 総費用 6,787 基準年換算(C) 9,789 | 費用便益比(B/C) = 13142 / 9789 = 1.34 | | |
| 6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降) | ① 社会・経済： <ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査より、豊見城市は平成2年から人口が増加傾向にある。 ・全国の市を対象に集計された「全都市/成長力ランキング」においても、平成28年、29年に1位となっている。 ・当該路線の沿線付近において、市施行区画整理事業が実施中である。(平成23年8月都市計画決定) ・当該路線の沿線付近において、平成27年4月に豊見城市立ゆたか小学校が開校している。 ・当該路線の沿線付近に、平成31年1月に豊見城市新庁舎が移転している。 ② 地元・自治体： <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に開催した南部市町村との行政懇談会及び意見交換会において、当該路線の早期整備の要望があった。 ③ 利害関係者： <ul style="list-style-type: none"> ・特になし | | | | |
| 7 事業の必要性・効率性 | ① 事業の必要性・緊急性・有効性など： <p>当該路線の沿線付近においては、商業施設や小学校、高等学校があるが、現道の歩道幅員が狭小な状況で危険であるため、快適な歩行空間の形成を図る必要がある。</p> <p>また当該路線は事業中の他工区を含め交通渋滞が慢性化しており、地域の経済活動の支障となっている。そのため、当該路線の整備を早急に進めることにより、那覇空港自動車道や他の幹線道路への円滑な移動確保による渋滞緩和を図る必要がある。</p> ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： <p>当該事業区間において、用地取得が完了し事業の進捗率が95%となっていることから、現計画の推進を図ることが効率的である。</p> ③ 事業効果の発現状況： <p>用地取得済み箇所から歩道及び車道の整備を行っており、歩道が拡幅された箇所に関しては、安全な歩行空間が確保されている。また、平成29年9月には一部区間(約400m)の4車線供用を行っている。</p> | | | | |
| 8 今後の対応・見直し | ① 事業計画等：現計画どおり事業を進め、令和3年度の完成を目指す。 ② 対住民関係：特になし ③ 執行体制等：現体制で取り組む。 | | | | |
| 9 対応方針 | <input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止 | | | | |
| 10 その他 (前再評価での主な意見等) | ・渋滞に伴う騒音の解消等、生活環境の改善についても便益として計算できるのではないかと。 ・前評価時点では用地交渉難航箇所以外の工事の遅れにより収用裁決の時期も遅れている。 今後は収用裁決にむけた作業をすすめてもらいたい。 | | | | |

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画